

第2回 幼・保・小合同研修会

日時 令和4年6月21日(火) 午後3時～午後4時40分

場所 ニコニコこども館 3階 会議室

教育講演

「特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援」

～新学習指導要領、教育・保育要領の視点から～

公認心理師 特別支援教育士

発達支援室ひだまり 室長 齋藤 忍 氏



講師の齋藤先生は福島県の小学校教員として、通常の学級・特別支援学級等を担当。十文字学園女子大学人間生活学部准教授を経て、2021年より発達支援室ひだまりを開業しました。障がいのある子どもの実態や特性に応じて、ソーシャル・スキル・トレーニングを核とした指導を行っており、子どもたちが豊かで生き生きとした生活が送れるように、保護者やご家族の子育てを支援しております。今回は、特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援について、どのような点に留意し支援をしていけばよいのか、先生の豊富な経験をもとにご指導いただくとともに、実践のヒントを学びました。

※参加者→幼稚園・保育所(園)・認定こども園・

小学校関係者等 114名(内オンライン研修88名)



【講演の主な内容】

- 障がいの状況等に応じた指導の工夫とは
- 視点を変えよう
- 指導の工夫を考えるために
- 各教科等における配慮の例
- 教育・保育要領と配慮の例

「**困難さの状態**」を把握し、
「**指導上の工夫の意図**」をもった上で、
「**手立て**」を講じる



■障がいの状態等に応じた指導の工夫

・個に応じた指導を充実させるために、学びの過程で考えられる「困難さの状態」を把握し、「指導上の工夫の意図」を明確にもった上で「手立て」を講じることが重要である。

■視点を変える

・認知の偏りの大きな発達障がいの子供たちに対して、休み時間や放課後の取り出し指導(後付けの対応=バリアフリー)だけではなく、教室に様々な多様性が存在することを前提として、学習方法や教材教具について予め様々なオプションを準備(先取りの支援=ユニバーサルデザイン)することが大切である。

【アンケートから～参加者の声～】

○個々の困難さは特定の子どもにだけあるのではなく、私たちの受け止め方や導き方をもっと理解して進めていかなければと思いました。この研修会を開催していただきありがとうございました。(小学校：女性)

○問題行動は子どもからのメッセージであることを痛感しました。幼稚園の時だけでなく、切れ目のない支援が大切で、子ども自身が困難さを感じていることを忘れてはいけないと思いました。(幼稚園：女性)